

平安女学院大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学はキリスト教の精神に基づく教育を通して、自由で自立した人格を形成するとともに、建学の精神―「知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる」―を体得した人間を育成し、地域社会ならびに国際社会に積極的に貢献する人材を養成することを目的とする。

2 本学の設置する学部・学科における人材養成に関する目的その他教育研究の目的は以下の通りとする。

(1) 国際観光学部国際観光学科

国際観光学に関する専門的知識を涵養するとともに、異文化を理解しホスピタリティー精神に富む人間性豊かな人材の育成を目的とする。

(2) 子ども教育学部子ども教育学科

子ども学に関する高度な専門的知識と実践力を涵養するとともに、教育・保育の分野に幅広く携わる人間性豊かな人材の育成を目的とする。

(自己点検)

第2条 本学はその教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検および評価をおこなう。

2 前項の点検および評価の規程については別に定める。

第2章 組 織

(学部)

第3条 本学に国際観光学部および子ども教育学部を置く。

(学科・定員)

第4条 前条の学部に置く学科およびその収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
国際観光学部	国際観光学科	80名	0名	320名
子ども教育学部	子ども教育学科	80名	0名	320名

2 子ども教育学部子ども教育学科に、次のコースを設ける。

子ども保育コース

子ども教育コース

(学長・副学長)

第5条 本学に学長を置く。学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 本学に副学長を置く。副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(教職員)

第6条 本学の教員に教授、准教授、助教および助手（教育・研究補助等）を置く。

2 本学の教員に講師を置くことができる。

3 本学の職員に事務職員およびその他の職員を置く。

第3章 執行部会および学部教授会

(執行部会)

第7条 本学に執行部会を置く。

2 執行部会についての規程は別に定める。

(全学部教授会)

第7条の2 (削除)

(学部教授会)

第8条 本学の各学部に教授会を置く。

2 教授会についての規程は別に定める。

第4章 修業年限、学年、学期および休業日

(修業年限)

第9条 学部の修業年限は4年とする。

2 学生の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(最長在学年限)

第10条 学生は8年を超えて在学することはできない。ただし、編入学、転入学および再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

(学年)

第11条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を分けて次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要がある場合は、教授会の議を経て学長が学期の開始日および終了日を変更することができる。

(休業日)

第13条 本学の休業日は次のように定める。

(1) 日曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 本学院創立記念日（1月21日）
 - (4) 夏期休業 8月1日から9月30日まで
 - (5) 冬期休業 12月21日から1月7日まで
 - (6) 春期休業 3月25日から3月31日まで
- 2 学長は、前項の休業日を変更し、また臨時に休業することがある。
- 3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第5章 教育課程および履修方法

（授業科目）

第14条 本学には教養科目、専門科目および自由科目を置く。

- 2 学部における授業科目および単位は別表1のとおりとする。
- 3 幼稚園教諭免許状の特例に関する科目および単位は別表1－2、保育士資格の特例に関する科目および単位は別表1－3、地域連携科目および単位は別表1－4のとおりとする。

（修得単位数）

第15条 学生は、別表1に定める単位数に従い教養科目、専門科目を合計128単位以上修得しなければならない。

- 2 前項の単位数には他学部、他学科、および他の大学または短期大学との単位互換により修得した科目の単位を算入することができる。必要な事項については別に定める。
- 3 第1項の単位数のうち、第17条第3項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

（教職免許・保育士資格）

第16条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）および同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

- 2 保育士の資格を得ようとする者は、子ども教育学部子ども教育学科に設置する保育士養成課程に在籍して、児童福祉法施行規則による教科目を履修し、その単位を修得して卒業しなければならない。保育士養成課程に関する規程は別に定める。
- 3 本学において取得できる教育職員免許状の種類および保育士資格は次のとおりとする。

学部・学科	取得できる教育職員免許状の種類および保育士資格
子ども教育学部	小学校教諭1種免許状、幼稚園教諭1種免許状
子ども教育学科	保育士資格

(単位計算方法)

第17条 授業は講義、演習、実験、実習および実技とする。各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義および演習については15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習および実技については30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、学修の成果を評価して、単位を授与することが適切と認められる場合には、当該科目に必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

3 第1項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位の授与)

第18条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、学修の成果を評価して単位を与える。

2 試験の規定については別に定める。

(他大学等における授業科目の履修等)

第19条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学または短期大学との協議に基づき、大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合および外国の大学または短期大学が行う通信教育における授業科目を国内において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第20条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第21条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学または短期大学に

において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

（評価）

第22条 学習の評価はA＋、A、B、CおよびDをもって表し、C以上を合格とする。

（卒業）

第23条 学長は、本学に4年以上在学して、第15条に定める単位を修得した者に対して、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 前項により卒業を認定された者に対して、学長は卒業証書を授与する。

（学位）

第24条 卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位に関する規程は、別に定める。

第6章 入学、在学、休学、退学、転学、転学部、転学科および除籍

（入学・転学部・転学科の時期）

第25条 入学時期は学年の始めとする。ただし、転入学、再入学、転学部および転学科については、学期の始めとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、外国人留学生その他教授会が認めた者を秋学期から入学させることができる。

（入学資格）

第26条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

（1）高等学校または中等教育学校を卒業した者

（2）通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程によらないでこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

（3）外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

（4）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

（5）文部科学大臣の指定した者

（6）高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により高等

学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により大学入学資格検定に合格した者を含む。）

（7）本学において、その他相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の出願）

第27条 入学志願者は、指定の期日までに入学願書、出身学校の調査書、その他別に定める書類を提出するとともに、入学検定料を納入しなければならない。

2 一旦納入した入学検定料は返還しない。

（入学者の選考）

第28条 入学者の選抜は、学力検査、調査書、実技試験、健康診断およびその他必要と認める資料により、入学志願者の能力および適性等を総合して行い、可否は教授会の議を経て、学長が決定する。

（入学手続きおよび入学許可）

第29条 前条による合格者は、指定の期日までに在学保証書を提出し、入学金および学費の一部を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。

（編入学）

第30条 次の各号の一に該当する者で、本学への編入学を志願する者については、2・3年次に欠員がある場合に、選考のうえ、教授会の議を経て2年次又は3年次への入学を許可することができる。

（1）学士の学位を有する者

（2）短期大学または高等専門学校を卒業した者

（3）大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者。

ただし、2年次への編入学については大学に1年以上在籍し、所定の単位を修得した者。

（4）前各号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認められる者

2 前項の入学に関する手続き等については、本学に入学を志願する者に関する規定を適用する。

3 第1項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目および単位数の取り扱いについては、教授会の議を経て学長が決定する

（転入学・再入学・転学部・転学科）

第31条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学、本学内での転学部・転学科を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。

（1）大学を卒業した者または退学した者

- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所または国立養護教諭養成所を卒業した者
 - (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校または教員養成諸学校等の課程を修了し、または卒業した者
 - (4) 本学に在学し、同一学部の他学科または他の学部学科に変更しようとする者
- 2 本学に再入学することができる者は、本学を退学した者または除籍された者で再び入学を志願する者とする。ただし、学則第37条（2）により除籍された者は除く。
- 3 前2項の入学に関する手続き等については、本学に入学を志願する者に関する規定を適用する。
- 4 第1項及び第2項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目および単位数の取り扱い、ならびに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

（休学）

- 第32条 疾病またはその他の事由により引き続き2ヶ月を超えて修学することができないと思われる者は、学部長の許可を得て休学することができる。
- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、教授会の議を経て、学長は休学を命ずることができる。
- 3 疾病のため休学を願い出る場合は、医師の診断書を添えなければならない。

（休学期間）

- 第33条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは許可を得て、1年以内に限りその期間を延長することができる。
- 2 休学期間は通算して4年を超えることができない。
- 3 休学期間は第10条の在学期間に算入しない。
- 4 休学の事由が消滅した時は、学長の許可を得て復学することができる。
- 5 疾病のため休学をした者が復学を願い出る場合は、医師の診断書を添えなければならない。

（転学）

- 第34条 他の大学への入学または編入学を志願しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

（留学）

- 第35条 外国の大学または短期大学で学習することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。
- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第9条に定める在学期間に含めることができる。

（退学）

第36条 疾病その他の事由により退学しようとする者は、保証人連署の上、学長に願い出て退学の許可を得なければならない。

2 学長は、学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、教授会の議を経て、当該学生に対して退学を勧告することができる。

3 前項に関して、必要な事項は別に定める。

(除籍)

第37条 次の各号の一に該当する者は教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 授業料その他の学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第10条に定める在学年限を超える者

(3) 第33条に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 2年以上にわたり行方不明の者

2 前項に定めるもののほか、外国人留学生の除籍に関しては、別に定める

第7章 入学金、授業料およびその他の学費

(授業料等の額)

第38条 学生は別表2に定める入学金、授業料およびその他の学費を納入しなければならない。

2 一旦納入した授業料およびその他の学費は返還しない。ただし、入学手続き時に限り、別に定める規定により授業料その他の学費を返還することがある。

(授業料等の納付)

第39条 授業料等は年2回に分納するものとし、各学期始めにおいて各指定期日までに納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、授業料等の納付については、学校法人平安女学院学生・生徒納付金に関する細則の定めるところによる。

第8章 センター・附属施設等

(センター)

第40条 本学にキリスト教文化センター、国際交流センター、伝統文化研究センター、地域連携センター及び幼児教育研究センターを置く。

2 センターの規程は、別に定める。

(附属こども園)

第40条の2 本学に附属こども園を設ける。

2 附属こども園についての規程は、別に定める。

(学寮)

第40条の3 (削除)

第9章 研究生、科目等履修生および聴講生

(研究生)

第41条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者がある時は、
本学の教育に支障のない限り、教授会において相当の資格があると認めた者につき、
研究生として入学を許可する。

2 研究生の規程については別に定める。

(科目等履修生)

第42条 本学の学生以外の者で授業科目の履修を志願する者がある時は、本学の教育に支障のない限り、教授会において相当の資格があると認めた者につき、科目等履修生として履修を許可する。

2 科目等履修生には、本学則第18条および第22条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生の規程については別に定める。

(聴講生)

第42条の2 本学の学生以外の者で授業科目の聴講を志願する者がある時は、本学の教育に支障のない限り、教授会において相当の資格があると認めた者につき、聴講生として聴講を許可する。

2 聴講生の規程については別に定める。

(特別聴講生)

第43条 (削除)

(外国人特別学生)

第44条 (削除)

第10章 公開講座

(公開講座)

第45条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座の規程については別に定める。

第11章 賞 罰

(表彰)

第46条 本学の目的および使命に則り他の模範となる行為のあった学生に対し、教授会の議を経て学長はこれを賞する。

(懲戒)

第47条 学則に違反しまたは学生の本分に反する行為があると認められる者に対し、教授会の議を経て学長はこれを懲戒する。

- 2 前項の懲戒は訓戒、謹慎、停学および退学とする。
- 3 前項の退学は次の各号に該当する者に適用する。
 - (1) 学業成績不良で成業の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (3) 本学の方針に違反し、学生の本分にもとる行為があると認められる者
- 4 懲戒に関する規程は別に定める。

第12章 学則の変更

(改正)

第48条 この学則を変更しようとするときは、教授会の議を経て学校法人平安女学院理事会の議決によらなければならない。

附 則

- 1 この学則は、2000年（平成12年）4月1日から施行する。（2000年2月17日理事会決定）
- 2 第4条に規定する収容定員は、2002年度（平成14年度）までの間は次のとおりとする。

学 部	学 科	2000年度 の収容定員	2001年度 の収容定員	2002年度 の収容定員
現代文化学部	現代福祉学科	130	260	410
現代文化学部	国際コミュニケーション学科	150	300	470

附 則

- 1 この学則は、2001年（平成13年）4月1日から施行する。（2001年1月23日理事会決定）

附 則

- 1 この学則は、2002年（平成14年）4月1日から施行する。（第7条の2新設、第2条・第3条・第4条・第3章表題・第7条・第8条・第13条・第17条・第18条・第19条・第20条・第24条・第6章表題・第25条・第26条・第31条・第8章表題・第40条・第41条・第42条・第43条・第44条・第45条・第48条改正）（2002年2月21日理事会決定）
- 2 第4条に規定する収容定員は、2004年度（平成16年度）までの間は次のとおりとする。

学 部	学 科	2002年度 の収容定員	2003年度 の収容定員	2004年度 の収容定員
生活環境学部	生活環境学科	310	620	630

附 則

- 1 この学則は、2003年（平成15年）4月1日から施行する。（第31条改正）
（2003年3月13日理事会決定）

附 則

- 1 この学則は、2004年（平成16年）4月1日から施行する。（第15条、別表1、別表2改正）（2003年11月27日理事会決定）
（ただし、別表2学費の額は、2004年度新入生から適用するものとする。）

附 則

- 1 この学則は、2004年（平成16年）4月1日から施行する。（第4条改正）
（2003年12月16日理事会決定）
- 2 第4条に規定する収容定員は、2006年度（平成18年度）までの間は次のとおりとする。

学 部	学 科	2004年度 の収容定員	2005年度 の収容定員	2006年度 の収容定員
現代文化学部	現代福祉学科	500	440	390
	国際コミュニケーション学科	570	500	440
生活環境学部	生活環境学科	565	510	445

附 則

- 1 この学則は、2005年（平成17年）4月1日から施行する。ただし、第4条の表の改正規定に示す3年次編入定員に係る部分は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。
（第3条、第4条、第16条第2項、第24条、別表1改正）（2004年5月25日理事会決定）
- 2 第4条に規定する収容定員は、2007年度（平成19年度）までの間は次のとおりとする。

学 部	学 科	2005年度 の収容定員	2006年度 の収容定員	2007年度 の収容定員
人間社会学部	福祉臨床学科	440	390	340
	国際コミュニケーション学科	500	440	380
生活環境学部	生活環境デザイン学科	510	445	380

- 3 現代文化学部現代福祉学科、国際コミュニケーション学科および生活環境学部生活環境学科は、第4条の規定にかかわらず、従前の例による。
- 4 現代文化学部現代福祉学科および現代文化学部国際コミュニケーション学科、生活環境学部生活環境学科の3年次編入学生については、2006年（平成18年）4月1日まで、なお従前の例による。

- 5 現代文化学部現代福祉学科および現代文化学部国際コミュニケーション学科において取得することができる教員免許状の種類および免許教科は、第16条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 2005年度（平成17年度）以降も引き続き現代文化学部現代福祉学科および現代文化学部国際コミュニケーション学科、生活環境学部生活環境学科に在学する者に係る卒業要件、学位の授与、履修科目については、第24条、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2005年度（平成17年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は、2005年（平成17年）4月1日から施行する。（別表1改正）
（2004年11月25日理事会決定）。

附 則

- 1 この学則は、2006年（平成18年）1月1日から施行する。（第40条の2新設・第1条・第5条・第3章表題・第7条・第7条の2・第8条・第9条・第14条・第17条・第24条・第26条・第36条・第40条・別表1・別表2改正）（2005年12月22日理事会決定）
（ただし、別表1および別表2学費の額は、2006年度新入生から適用するものとする。）

附 則

- 1 この学則は、2006年（平成18年）4月1日から施行する。ただし、第4条の表の改正規定に示す3年次編入定員に係る部分は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。
（第4条、第16条第2項、第24条、別表1改正）（2005年11月29日理事会決定）
- 2 第4条に規定する収容定員は、2007年度（平成19年度）までの間は次のとおりとする。

学 部	学 科	2006年度 の収容定員	2007年度 の収容定員
人間社会学部	福祉臨床学科	390	340
	国際観光コミュニケーション学科	440	380
生活環境学部	生活環境デザイン学科	445	380

- 3 現代文化学部国際コミュニケーション学科および人間社会学部国際コミュニケーション学科は、第4条の規定にかかわらず、従前の例による。
- 4 現代文化学部国際コミュニケーション学科および人間社会学部国際コミュニケーション学科の3年次編入学生については、2008年（平成20年）4月1日まで、なお従前の例による。
- 5 現代文化学部国際コミュニケーション学科および人間社会学部国際コミュニケーション学科において取得することができる教員免許状の種類および免許教科は、第16条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 6 2006年度（平成18年度）以降も引き続き現代文化学部国際コミュニケーション学科および人間社会学部国際コミュニケーション学科に在学する者に係る卒業要件、学位の授与、履修科目については、第24条、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2006年度（平成18年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は、2006年（平成18年）4月1日から施行する。（第16条・別表1改正）
（2006年3月15日理事会決定）
- 2 人間社会学部福祉臨床学科において取得することができる保育士資格については、2006年度（平成18年度）の入学生より適用する。

附 則

- 1 この学則は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。ただし、第4条の表の改正規定に示す3年次編入学定員に係る部分は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。（第3条・第4条・第16条第2項・同第3項・別表1改正）（2006年3月15日理事会決定）
- 2 第4条に規定する収容定員は、2009年度（平成21年度）までの間は次のとおりとする。

学 部	学 科	2007年度 の収容定員	2008年度 の収容定員	2009年度 の収容定員
国際観光学部	国際観光学科	90名	180名	280名
生活福祉学部	生活福祉学科	140名	280名	425名

- 3 人間社会学部 福祉臨床学科、国際観光コミュニケーション学科および生活環境学部 生活環境デザイン学科は2007年（平成19年）3月31日をもって募集を停止する。ただし、現代文化学部 現代福祉学科、国際コミュニケーション学科および人間社会学部 福祉臨床学科、国際コミュニケーション学科、国際観光コミュニケーション学科ならびに生活環境学部 生活環境学科、生活環境デザイン学科は、改正後の第3条および第4条の規定にかかわらず、2007年（平成19年）3月31日に、当該学部学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 人間社会学部 福祉臨床学科、国際コミュニケーション学科、国際観光コミュニケーション学科および生活環境学部 生活環境デザイン学科の3年次編入学生については、2009年（平成21年）4月1日まで、なお従前の例による。
- 5 2007年（平成19年）3月31日に在学し、2007年（平成19年）4月1日以降、引き続き本学に在学する者が取得できる教員免許状の種類および保育士資格は、改正後の第16条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 2007年度（平成19年度）以降も引き続き、現代文化学部 現代福祉学科、国際コミュニケーシ

ン学科および人間社会学部 福祉臨床学科、国際コミュニケーション学科、国際観光コミュニケーション学科ならびに生活環境学部 生活環境学科、生活環境デザイン学科に在学する者に係る卒業要件、学位の授与、履修科目の開設については、改定後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2007年度（平成19年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。（別表1改正）
（2006年4月20日 理事会決定）

附 則

- 1 この学則は2007年（平成19年）4月1日から施行する。（第6条第2項・第40条の3新設、第6条・第8章表題・第40条・第40条の2・別表2改正）
（2006年10月24日 理事会決定）
（ただし、別表2学費の額は、2007年度新入生から適用するものとする。）

附 則

- 1 この学則は2007年（平成19年）4月1日から施行する。（別表1改正）
（2006年10月24日、1月23日、3月13日 理事会決定）

附 則

- 1 この学則は2008年（平成20年）4月1日から施行する。（第1条2項及び第6条2項を追加、第6条2項（旧）を同3項に繰り下げ、第4条、第6条1項、第3章表題、第7条及び別表2を改正）（2007年（平成19年）12月3日理事会決定）
- 2 第4条に規定する収容定員は、2010年度（平成22年度）までの間は次の通りとする。

学 部	学 科	2008年度 の収容定員	2009年度 の収容定員	2010年度 の収容定員
生活福祉学部	生活福祉学科	235名	335名	435名

- 3 別表2の学費の額は、2008年度（平成20年度）新入生から適用するものとする。

附 則

- 1 この学則は2008年（平成20年）4月1日から施行する。（別表2改正）（2008年（平成20年）1月16日理事会決定）
- 2 別表2の学費の額は、2008年度（平成20年度）新入生から適用するものとする。
休学在籍料は全学年の在籍者を対象に、2008年（平成20年）4月1日の休学申請から適

用する。

附 則

- 1 この学則は2009年（平成21年）4月1日から施行する。ただし、第4条の表の改正規程に示す3年次編入学定員に係る部分は2011年（平成23年）4月1日から施行する。
（第1条2項（2）・第3条・第4条・第16条第2項・同第3項・別表1改正）（2008年5月27日理事会決定）

- 2 第4条に規定する収容定員は2011年（平成23年）までの間は次のとおりとする。

学 部	学 科	2009年度 の収容定員	2010年度 の収容定員	2011年度 の収容定員
子ども学部	子ども学科	90名	180名	280名

- 3 生活福祉学部 生活福祉学科は2009年（平成21年）3月31日をもって募集を停止する。ただし、現代文化学部 現代福祉学科、国際コミュニケーション学科、人間社会学部 福祉臨床学科、国際コミュニケーション学科、国際観光コミュニケーション学科、および生活環境学部 生活環境学科、生活環境デザイン学科、ならびに生活福祉学部 生活福祉学科は、改正後の第3条及び第4条の規定にかかわらず、2009年（平成21年）3月31日に、当該学部学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 生活福祉学部 生活福祉学科の編入学生については2011年（平成23年）4月1日まで、なお、従前の例による。
- 5 2009年（平成21年）3月31日に在学し、2009年（平成21年）4月1日以降、引き続き本学に在学する者が、取得できる教職免許状の種類および保育士資格は、改正後の第16条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 2009年度（平成21年）以降も引き続き、現代文化学部 現代福祉学科、国際コミュニケーション学科、人間社会学部 福祉臨床学科、国際コミュニケーション学科、国際観光コミュニケーション学科および生活環境学部 生活環境学科、生活環境デザイン学科ならびに生活福祉学部 生活福祉学科に在学するものに係る卒業要件、学位の授与、履修科目の開設については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2009年度（平成21年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業要件に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は2010年（平成22年）4月1日から施行する。（第16条第2項、第17条第1項、別表1改正）
（2009年7月28日 理事会決定）
- 2 改正後の第16条第2項の規定にかかわらず、2010年（平成22年）3月31日に在学し、2010年（平成22年）4月1日以降、引き続き本学に在学する者が、取得できる保育士

資格は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は2009年（平成21年）9月1日から施行する。（第12条第2項・第25条第2項新設、第17条第2項・第18条・第31条第3項・第4項・第48条改正）
（2009年9月14日 理事会決定）

附 則

- 1 この学則は2010年（平成22年）4月1日から施行する。（別表1改正）
（2010年2月23日 理事会決定）

附 則

- 1 この学則は2010年（平成22年）4月1日から施行する。（第3章表題・第40条第1項改正、第7条削除）
（2010年3月30日 理事会決定）

附 則

- 1 この学則は2011年（平成23年）4月1日から施行する。（別表1改正）（2010年10月19日理事会決定）
- 2 2011年（平成23年）3月31日に在学し、2011年（平成23年）4月1日以降、引続き本学に在学する者に係る履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は2011年（平成23年）4月1日から施行する。（別表1改正）（2010年12月14日理事会決定）
- 2 2011年（平成23年）3月31日に在学し、2011年（平成23年）4月1日以降、引続き本学に在学する者に係る履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は2011年（平成23年）4月1日から施行する。（別表2改正）（2011年2月15日理事会決定）

附 則

- 1 この学則は2011年（平成23年）4月1日から施行する。（別表1改正）（2011年3月

29日理事会決定)

- 2 2011年（平成23年）3月31日に在学し、2011年（平成23年）4月1日以降、引続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2011年度（平成23年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は2012年（平成24年）4月1日から施行する。（別表1改正）（2011年12月20日理事会決定）
- 2 2012年（平成24年）3月31日に在学し、2012年（平成24年）4月1日以降、引続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2012年度（平成24年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は2014年（平成26年）4月1日から施行する。（別表1改正）（2013年9月10日理事会決定）
- 2 2014年（平成26年）3月31日に在学し、2014年（平成26年）4月1日以降、引続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2014年度（平成26年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は2014年（平成26年）4月1日から施行する。（別表1改正）（2014年2月13日理事会決定）
- 2 2014年（平成26年）3月31日に在学し、2014年（平成26年）4月1日以降、引続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2014年度（平成26年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は2015年（平成27年）4月1日から施行する。（第1条の2、第3条、第

4条、第16条、別表1改正) (2014年5月23日理事会決定)

- 2 子ども学部子ども学科は第1条の2、第3条、第4条の規定にかかわらず従前の例による。
- 3 子ども学部子ども学科の3年次編入学生については2016年(平成28)年4月1日まで、なお従前の例による。
- 4 子ども学部子ども学科において取得することができる教員免許状の種類および保育士資格は第16条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 2015年(平成27年)3月31日に在学し、2015年(平成27年)4月1日以降、引続きに子ども学部子ども学科に在学する者に係る卒業要件、履修科目については別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は2015年(平成27年)4月1日から施行する。(第5条・第28条・第31条第1項第3号・第40条第1項・別表1改正、第47条第4項新設、第7条の2削除) (2015年2月24日理事会決定)
- 2 2015年(平成27年)3月31日に在学し、2015年(平成27年)4月1日以降、引続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2015年度(平成27年度)以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は2016年(平成28年)4月1日から施行する。(第22条、別表1改正) (2015年2月23日理事会決定)
- 2 2016年(平成28年)3月31日に在学し、2016年(平成28年)4月1日以降、引続き本学に在学する者に係る学習の評価については、第22条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2016年(平成28年)4月1日以降に編入学、転入学、再入学した者については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 3 2016年(平成28年)3月31日に在学し、2016年(平成28年)4月1日以降、引続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2016年度(平成28年度)以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は2016年(平成28年)10月1日から施行する。(第14条第3項、別表1ー

2、別表1－3新設、第14条第1項改正）（2016年7月29日理事会決定）

附 則

- 1 この学則は2017年（平成29年）4月1日から施行する。（別表1改正）（2016年9月27日理事会決定）
- 2 2017年（平成29年）3月31日に在学し、2017年（平成29年）4月1日以降、引続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2017年度（平成29年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は2017年（平成29年）4月1日から施行する。（第4条、第30条改正）（2016年11月28日理事会決定）
- 2 第4条に規定する収容定員は、2017年度（平成29年度）までの間は次のとおりとする。

学 部	学 科	2017年度 の収容定員
国際観光学部	国際観光学科	380
子ども教育学部	子ども教育学科	370

附 則

- 1 この学則は2017年（平成29年）4月1日から施行する。（第14条、第15条、別表1、別表2改正）（2017年1月24日理事会決定）
- 2 2017年（平成29年）3月31日に在学し、2017年（平成29年）4月1日以降、引続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、第15条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 2017年（平成29年）4月1日に入学する者に係る入学検定料および入学料については、別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は2017年（平成29年）10月1日から施行する。ただし別表1については2018年（平成30年）4月1日に施行する。（第36条第2項、第3項新設、別表1改正）（2017年9月26日理事会決定）
- 2 2018年（平成30年）3月31日に在学し、2018年（平成30年）4月1日以降、引続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかか

ならず、なお従前の例による。ただし、2018 年度（平成 30 年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は 2018 年（平成 30 年）4 月 1 日から施行する。（第 14 条第 3 項、別表 1－4 新設、別表 1 改正）（2018 年 2 月 27 日理事会決定）
- 2 2018 年（平成 30 年）3 月 31 日に在学し、2018 年（平成 30 年）4 月 1 日以降、引き続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2018 年度（平成 30 年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は 2019 年（平成 31 年）4 月 1 日から施行する。（第 4 条第 2 項、第 3 項新設、別表 1 改正）（2018 年 9 月 25 日理事会決定）
- 2 第 4 条第 2 項および第 3 項の規定は、2019 年度入学生より適用する。ただし、2019 年（平成 31 年）4 月 1 日以降に編入学、転入学、再入学した者については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 3 2019 年（平成 31 年）3 月 31 日に在学し、2019 年（平成 31 年）4 月 1 日以降、引き続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2019 年度（平成 31 年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は 2019 年（平成 31 年）4 月 1 日から施行する。（第 16 条第 3 項、第 40 条の 2 改正）（2018 年 11 月 28 日理事会決定）

附 則

- 1 この学則は 2020 年（令和 2 年）4 月 1 日から施行する。（第 4 条改正）（2019 年 3 月 26 日理事会決定）
- 2 第 4 条に規定する収容定員は、2023 年度までの間は次のとおりとする。

学 部	学 科	2020年度 の収容定員	2021年度 の収容定員	2022年度 の収容定員
国際観光学部	国際観光学科	400名	420名	440名

子ども教育学部	子ども教育学科	340名	320名	300名
---------	---------	------	------	------

附 則

- 1 この学則は2020年（令和2年）4月1日から施行する。ただし、別表1（2）の改正規定は、2019年（平成31年）4月1日以降に入学した者に適用する。（別表1改正）（2019年9月24日理事会決定）
- 2 2020年（令和2年）3月31日に在学し、2020年（令和2年）4月1日以降、引続き本学に在学する者（前項の適用を受ける者を除く。）に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2020年度（令和2年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。
- 3 2020年（令和2年）4月1日以降に編入学、転入学、再入学した者については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

附 則

- 1 この学則は2020年（令和元年）4月1日から施行する。（第30条改正）（2019年11月29日理事会決定）

附 則

- 1 この学則は2020年（令和2年）4月1日から施行する。（第42条の2新設、第43条削除）（2020年1月30日 理事会決定）

附 則

- 1 この学則は2021年（令和3年）4月1日から施行する。（第4条第2項、第3項、別表1改正）（2020年9月25日理事会決定）
- 2 第4条第2項および第3項の規定は、2021年度入学生より適用する。ただし、2021年（令和3年）4月1日以降に編入学、転入学、再入学した者については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 3 子ども教育学部子ども教育学科乳幼児保育コースは、第4条第2項の規定にかかわらず、従前の例による。
- 4 2021年（令和3年）3月31日に在学し、2021年（令和3年）4月1日以降、引続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2021年度（令和3年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は 2021 年（令和 3 年）4 月 1 日から施行する。（別表 1 改正）（2021 年 1 月 26 日理事会決定）
- 2 2021 年（令和 3 年）3 月 31 日に在学し、2021 年（令和 3 年）4 月 1 日以降、引続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2021 年度（令和 3 年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は 2022 年（令和 4 年）4 月 1 日から施行する。（別表 1 改正）（2021 年 12 月 22 日理事会決定）
- 2 2022 年（令和 4 年）3 月 31 日に在学し、2022 年（令和 4 年）4 月 1 日以降、引続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2022 年度（令和 4 年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は 2022 年（令和 4 年）4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の表の改正規程に示す入学定員に係る部分は 2023 年（令和 5 年）4 月 1 日から施行する。（第 4 条改正、第 40 条の 3 削除）（2022 年 2 月 24 日理事会決定）
- 2 第 4 条に規定する収容定員は、2025 年度（令和 7 年度）までの間は次のとおりとする。

学 部	学 科	2023年度 の収容定員	2024年度 の収容定員	2025年度 の収容定員
国際観光学部	国際観光学科	450名	440名	430名
子ども教育学部	子ども教育学科	290名	300名	310名

附 則

- 1 この学則は 2023 年（令和 5 年）4 月 1 日から施行する。（第 4 条第 2 項、第 3 項、別表 1 改正）（2022 年 9 月 28 日理事会決定）
- 2 第 4 条第 2 項および第 3 項の規定は、2023 年度入学生より適用する。ただし、2023 年（令和 5 年）4 月 1 日以降に編入学、転入学、再入学した者については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 3 子ども教育学部子ども教育学科子ども教育コース心理学専修は、第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、従前の例による。

- 4 2023 年（令和 5 年）3 月 31 日に在学し、2023 年（令和 5 年）4 月 1 日以降、引続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は 2023 年（令和 5 年）4 月 1 日から施行する。（別表 2 改正）（2023 年 1 月 27 日理事会決定）

附 則

- 1 この学則は 2023 年（令和 5 年）4 月 1 日から施行する。（第 15 条第 3 項、第 17 条第 3 項、第 4 項新設、第 4 条第 1 項、第 30 条第 1 項、別表 1 改正）（2023 年 3 月 29 日理事会決定）
- 2 第 4 条に規定する収容定員は、2026 年度（令和 8 年度）までの間は次のとおりとする。

学 部	学 科	2024年度 の収容定員	2025年度 の収容定員	2026年 の収容定員
国際観光学部	国際観光学科	410名	370名	340名
子ども教育学部	子ども教育学科	300名	310名	320名

- 3 2023 年（令和 5 年）3 月 31 日に在学し、2023 年（令和 5 年）4 月 1 日以降、引続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は 2023 年（令和 5 年）7 月 1 日から施行する。（第 40 条改正、第 44 条削除）（2023 年 6 月 28 日理事会決定）

附 則

- 1 この学則は 2024 年（令和 6 年）4 月 1 日から施行する。（別表 1 改正）（2023 年 9 月 27 日理事会決定）
- 2 2024 年（令和 6 年）3 月 31 日に在学し、2024 年（令和 6 年）4 月 1 日以降、引続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2024 年度（令和 6 年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は2024年（令和 6 年）4 月 1 日から施行する。（別表第 1 改正）（2024年

1 月31日理事会決定)

- 2 2024年(令和6年)3月31日に在学し、2024年(令和6年)4月1日以降、引き続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2024年度(令和6年度)以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は2025年(令和7年)4月1日から施行する。(第4条第2項、第40条第1項、別表1改正、第4条第3項削除、第37条第2項新設)(2024年12月24日理事会決定)
- 2 2025年(令和7年)3月31日に在学し、2025年(令和7年)4月1日以降、引き続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2025年度(令和7年度)以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。
- 3 子ども教育学部子ども教育学科子ども心理コース及び子ども教育学部子ども教育学科子ども教育コース英語教育専修は、第4条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は2025年(令和7年)4月1日から施行する。(第16条第3項改正)(2025年1月29日理事会決定)
- 2 2025年(令和7年)3月31日に在学し、2025年(令和7年)4月1日以降、引き続き本学に在学する者が取得できる教職免許状の種類および保育士資格は、改正後の第16条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1(1)
国際観光学部国際観光学科
教養科目

			単位数		備 考
			必	選	
教 養 科 目	基礎科目	キリスト教学	2		10単位以上
		キリスト教文化		1	
		ジェネリックスキルⅠ	1		
		ジェネリックスキルⅡ	1		
		ジェネリックスキルⅢ	1		
		ジェネリックスキルⅣ	1		
		日本語表現法Ⅰ		1	
		日本語表現法Ⅱ		1	
		日本語表現法Ⅲ		1	
		日本語表現法Ⅳ		1	
		イタリア語Ⅰ		1	
		イタリア語Ⅱ		1	
		フランス語Ⅰ		1	
		フランス語Ⅱ		1	
		韓国・朝鮮語Ⅰ		1	
		韓国・朝鮮語Ⅱ		1	
		韓国・朝鮮語Ⅲ		1	
		韓国・朝鮮語Ⅳ		1	
		韓国語能力試験演習Ⅰ		1	
		韓国語能力試験演習Ⅱ		1	
	教養展開科目	情報技術入門		2	6単位以上
		情報リテラシーとデータ活用		1	
		現代世界の思想と宗教		2	
		文化人類学		2	
		民俗学		2	
		地理学		2	
		芸術概論		2	
		現代社会論		2	
		ジェンダー論		2	
		心理学		2	
		生命と環境		2	
		健康の科学		2	
		ポピュラー・カルチャー論		2	
		多文化共生論		2	
		国際関係論		2	
		現代の教養		2	
	キャリアデザイン科目	キャリアデザイン	2		6単位以上
		情報クリエイティブ入門		1	
		プログラミング入門		1	
		秘書トレーニング		1	
		企業会計と簿記		1	
		ファイナンシャル・プランニング		1	
		ディスカッションの基礎		1	
		ディスカッションの展開 数的処理演習		1	

専門科目

			単位数		備 考
			必	選	
専 門 導 入 科 目	国際観光学入門	観光学概論	2		6単位以上
		国際観光論	2		
専 門 導 入 科 目	日本の伝統文化入門	伝統文化論（茶道）Ⅰ	1		1
		伝統文化論（茶道）Ⅱ	1		
		伝統文化演習Ⅰ（囲碁）		1	
		伝統文化演習Ⅱ（着付け）		1	
専 門 導 入 科 目	中国語入門	伝統文化演習Ⅲ（華道）		1	
		中国語入門		2	
専 門 導 入 科 目	大学の英語入門	Oral English		1	1
		English for Airlines		1	
		College EnglishⅠ		1	
		College EnglishⅡ		1	
専 門 導 入 科 目	大学の英語入門	College EnglishⅢ		1	1
		College EnglishⅢ		1	
専 門 導 入 科 目	観光ホスピタリティ・ビジネスの基礎	コミュニケーション論		2	16単位以上
		現代経営論		2	
		ホスピタリティ産業論		2	
		ホスピタリティビジネス論Ⅰ		2	
		ホスピタリティビジネス論Ⅱ		2	
		現代金融論		2	
		リスク・マネジメント		2	
		交通事業論		2	
		観光まちづくり論		2	
		観光政策論		2	
専 門 基 礎 科 目	観光文化の諸相	世界遺産研究		2	2
		観光景観論		2	
		旅行の歴史		2	
		地域環境資源と観光		2	
		歴史遺産と観光資源		2	
		観光文化論		2	
		観光人類学		2	
		芸術観光学		2	
		スポーツ・ツーリズム論		2	
		韓国の歴史と文化		2	
		K-POPで学ぶ韓国現代文化		2	
		日本事情		2	
		日本文化論		2	
専 門 基 礎 科 目	観光学の方法を学ぶ	フィールドワークの方法		2	2
		観光調査法		2	
専 門 基 礎 科 目	日本の伝統文化を学ぶ	京都の伝統文化		2	1
		伝統文化論（茶道）Ⅲ		1	
専 門 基 礎 科 目	日本の伝統文化を学ぶ	伝統文化論（茶道）Ⅳ		1	1
		伝統文化論（茶道）Ⅳ		1	
専 門 基 礎 科 目	京都の歴史と文化を学ぶ	京都学概論		2	2
		京都フィールド演習Ⅰ		1	
		京都フィールド演習Ⅱ		1	
		京都の歴史Ⅰ		2	
		京都の歴史Ⅱ		2	
		京都の祭りと生活文化		2	
		京都の伝統産業		2	
		京都観光文化演習		1	
		京都の文化遺産と文化財政策		2	
		京都の文化遺産と文化財政策		2	

専門科目

授 業 科 目				単位数		備 考
				必	選	
専門科目	専門基礎科目	中国語の基礎を固める	総合中国語Ⅰ		2	
			総合中国語Ⅱ		2	
			中級中国語作文Ⅰ		2	
			中級中国語会話Ⅰ		2	
			中級中国語聴解Ⅰ		2	
			中級中国語読解Ⅰ		2	
			中国語検定演習		1	
		英語の基礎を固める	English Writing Skills		1	
			English Speaking & Listening Skills		1	
			Studying Abroad PreparationⅠ		1	
			Studying Abroad PreparationⅡ		1	
			Writing in ProgressⅠ		2	
			Speaking in ProgressⅠ		2	
			Listening in ProgressⅠ		2	
			Reading in ProgressⅠ		2	
			English for Tourism		1	
			TOEIC演習Ⅰ		1	
			TOEIC演習Ⅱ		1	
		観光ホスピタリティ・ビジネスの探究	ブライダルサービス論		2	14単位以上
			ホテルサービス論		2	
			テーマパーク論		2	
			旅行産業論		2	
			環境マネジメント論		2	
			エアラインサービス論		2	
			エアラインビジネス論		2	
			宿泊施設論		2	
			カラーコーディネート		2	
			国内旅行業務（業法・約款・実務）		2	
			国内旅行業務（地誌）		2	
		世界諸地域の研究	地域研究（ヨーロッパ）		2	
			地域研究（アメリカ）		2	
			地域研究（東アジア）		2	
			地域研究（東南アジア）		2	
			地域研究（南アジア）		2	
			地域研究（アフリカ）		2	
			地域研究（ラテンアメリカ）		2	
		観光学の新動向	韓国の文学と言語文化		2	
			韓国の経済と観光		2	
			国際観光開発論		2	
			エコツーリズム論		2	
	伝統文化への理解を深める	観光学の新動向	アーバン・ツーリズム論		2	
			コンテンツ・ツーリズム論		2	
			伝統文化論（茶道）Ⅴ		1	
			伝統文化論（茶道）Ⅵ		1	
	京都学の探究	伝統文化への理解を深める	伝統文化論（茶道）Ⅶ		1	
			伝統文化論（茶道）Ⅷ		1	
			京都観光研究		2	
			京都の建築と庭園		2	
	中国語力を伸ばす	京都学の探究	日本文学と京都		2	
			日本の美術と工芸		2	
			総合中国語Ⅲ		2	
			総合中国語Ⅳ		2	
		中国語力を伸ばす	中級中国語作文Ⅱ		2	
			中級中国語会話Ⅱ		2	
			中級中国語聴解Ⅱ		2	
	専門展開科目	中国語力を伸ばす	中級中国語読解Ⅱ		2	
			観光中国語		1	
			中国語通訳		1	

専門科目

授 業 科 目				単位数		備 考
				必	選	
専門科目	専門展開科目	英語力を伸ばす	Writing in ProgressⅡ		2	
			Speaking in ProgressⅡ		2	
			Listening in ProgressⅡ		2	
			Reading in ProgressⅡ		2	
			Academic Writing		1	
			Communication in Tourism		1	
			英語通訳Ⅰ		1	
			英語通訳Ⅱ		1	
			時事英語		1	
			Presentation in English		1	
			TOEIC演習：AdvancedⅠ		1	
			TOEIC演習：AdvancedⅡ		1	
	実習科目		地域連携実習Ⅰ		1	4単位以上
			地域連携実習Ⅱ		1	
			海外語学研修Ⅰ		2	
			海外語学研修Ⅱ		2	
			観光フィールド実習Ⅰ（国内）		2	
			観光フィールド実習Ⅱ（国内）		2	
			観光フィールド実習Ⅰ（海外）		3	
			観光フィールド実習Ⅱ（海外）		3	
			韓国フィールド実習		3	
			京都観光案内実習Ⅰ		2	
			京都観光案内実習Ⅱ		2	
	卒業研究科目		観光学基礎演習Ⅰ	1		14単位
			観光学基礎演習Ⅱ	1		
			観光学講読演習Ⅰ	1		
			観光学講読演習Ⅱ	1		
			専門演習Ⅰ	1		
			専門演習Ⅱ	1		
			専門演習Ⅲ	1		
			専門演習Ⅳ	1		
			卒業研究	6		

教養科目	日本語科目	基礎日本語Ⅰ		3	大学が特に必要があると認めたと者が日本語科目を修得した場合、第15条第1項に定める卒業に必要な単位に算入することができる。
		基礎日本語Ⅱ		3	
		基礎日本語Ⅲ		3	
		基礎日本語Ⅳ		3	
		展開日本語Ⅰ		3	
		展開日本語Ⅱ		3	
		展開日本語Ⅲ		3	
		展開日本語Ⅳ		3	
		日本語検定試験演習Ⅰ		1	
		日本語検定試験演習Ⅱ		1	
		アカデミック日本語Ⅰ		1	
		アカデミック日本語Ⅱ		1	
		アカデミック日本語Ⅲ		1	
		アカデミック日本語Ⅳ		1	
		ビジネス日本語Ⅰ		1	
		ビジネス日本語Ⅱ		1	

国際観光学部国際観光学科 卒業要件単位数

科目区分		単位数	科目区分		単位数
教養科目	基礎科目	10以上	専門科目	専門導入科目	6以上
	教養展開科目	6以上		専門基礎科目	16以上
				専門展開科目	14以上
				実習科目	4以上
	キャリアデザイン科目	6以上		卒業研究科目	14
教養科目合計		22以上	専門科目合計		54以上
			卒業要件総数		128以上

別表1(2)
子ども教育学部子ども教育学科
教養科目

授 業 科 目			単位数				備 考
			必修	選択	(コース必修)		
					保育	教育	
教養科目	基礎科目	キリスト教学	2				11単位以上
		キリスト教文化	1				
		英語Ⅰ	1				
		英語Ⅱ	1				
		情報技術入門	2				
		情報リテラシーとデータ活用		1			
		プログラミング入門		1			
		体育理論		1			
		体育実技		1			
		日本国憲法		2			
		ジェネリックスキルⅠ	1				
		ジェネリックスキルⅡ	1				
	教養展開科目	生命と環境		2			6単位以上
		健康の科学		2			
		現代社会論		2※			
		ジェンダー論		2			
		国際理解		2※			
		人権と子ども		2※			
		乳幼児保育・教育の基礎		2			
		現代の教養		2			
専門科目	学部基幹科目	伝統文化論（茶道）Ⅰ		1※			18単位以上
		伝統文化論（茶道）Ⅱ		1			
		保育原理		2			
		教育原理	2				
		教職論（幼・保）		2※			
		教職論（小）		2※			
		発達心理学	2				
		社会福祉原論		2			
		心理学概論		2			
		臨床心理学概論		2			
		ボランティアワークⅠ		1			
		ボランティアワークⅡ		1			
		ボランティアワークⅢ		1			
		ボランティアワークⅣ		1			
		子ども学研究入門Ⅰ	1				
		子ども学研究入門Ⅱ	1				
		子ども学専門演習Ⅰ	1				
		子ども学専門演習Ⅱ	1				
		子ども学専門演習Ⅲ	1				
		子ども学専門演習Ⅳ	1				

専門科目

授 業 科 目			必修	単位数			備 考
				選択	(コース必修)		
					保育	教育	
専門科目	実習科目	教育実習指導a		1			
		教育実習a		3			
		教育実習指導b		1			
		教育実習b		3			
		保育実習指導Ⅰ（施設）		1			
		保育実習Ⅰ（施設）		2			
		保育実習指導Ⅰ（保育所）		1			
		保育実習Ⅰ（保育所）		2			
		保育実習指導Ⅱ		1			
		保育実習Ⅱ		2			
		保育・教職実践演習（幼・小）		2			
		体験活動		1			
		体験実習（幼・小）	1				
		海外英語研修a		1			
		海外英語研修b		1			
	専門発展科目	子どものメディア論		2			4単位以上
		子どもの生活空間		2			
		子どもの食育論		2			
		子どもの遊び		2			
		地域福祉論		2			
		障害者福祉論		2			
		障害者・障害児心理学		2			
		対人心理学		2			
		心理演習		2			
		異文化理解		2		◎	
		多文化共生論		2			
	子ども教育科目	教育・学校心理学		2			42単位以上
		比較教育制度論	2				
		特別支援教育論	1				
		教育課程論	2				
		幼児教育方法論		2			
		教育方法論（ICT活用を含む）		2			
		教育相談		2			
		保育・教育の器楽Ⅰ		1			
		保育・教育の器楽Ⅱ		1			
		保育・教育の器楽Ⅲ		1			
		保育・教育の器楽Ⅳ		1			
		保育・教育の器楽Ⅴ		1			
		保育・教育の器楽Ⅵ		1			
		音楽基礎	1				
		幼児と音楽Ⅰ		1			
		幼児と音楽Ⅱ		1			
		保育・教育の英語		1			

専門科目

授 業 科 目			必修	単位数			備 考
				選択	(コース必修)		
					保育	教育	
専門科目	乳幼児保育科目	健康	2※	○		※からいずれか1科目選択必修	
		人間関係	2※	○			
		環境	2※	○			
		言葉	2※	○			
		表現	2※	○			
		保育内容総論	2	○			
		保育内容（健康）	2	○			
		保育内容（人間関係）	2	○			
		保育内容（環境）	2	○			
		保育内容（言葉）	2	○			
		保育内容（造形表現）	2	○			
		保育内容（表現活動）	2	○			
		子ども家庭福祉	2	○			
		子ども家庭支援論	2	○			
		社会的養護Ⅰ	2	○			
		子ども家庭支援の心理学	2	○			
		幼児理解	2	○			
		子どもの保健	2	○			
		子どもの食と栄養	2	○			
		保育の計画と評価	2	○			
		保育の表現技術Ⅰ	2	○			
		保育の表現技術Ⅱ	2	○			
		乳児保育Ⅰ	2	○			
		乳児保育Ⅱ	1	○			
		子どもの健康と安全	1	○			
		障害児保育	2	○			
		社会的養護Ⅱ	1	○			
		子育て支援	1	○			
	子ども文化	2	○				
	初等教育科目	道徳教育論	2		◎	※（「教科国語」「教科生活」「教科英語」）からいずれか1科目選択必修	
		総合的な学習の時間の指導法	2		◎		
		特別活動の指導法	2		◎		
		生徒指導・進路指導論	2		◎		
		教科国語	2※		○		
		教科社会	2		○		
		教科算数	2		○		
教科理科		2		○			
教科生活		2※		○			
教科音楽		2		○			
教科図画工作		2		○			
教科家庭		2		○			
教科体育		2		○			
教科英語		2※		◎			
国語科教育法Ⅰ		2		○			
国語科教育法Ⅱ		2		○			
社会科教育法Ⅰ		2		○			
社会科教育法Ⅱ		2		○			
算数科教育法Ⅰ		2		○			
算数科教育法Ⅱ		2		○			
理科教育法Ⅰ		2		○			
理科教育法Ⅱ		2		○			
生活科教育法		2		○			
音楽科教育法		2		○			
図画工作科教育法		2		○			
家庭科教育法		2		○			
体育科教育法		2		○			
英語科教育法Ⅰ		2		◎			
英語科教育法Ⅱ	2		○				
水泳指導法	1		○				
学習指導の技術Ⅰ	2		○				
学習指導の技術Ⅱ	2		○				
実用英語Ⅰ	1						
実用英語Ⅱ	1						
実用英語Ⅲ	1						
実用英語Ⅳ	1						
卒業研究			6				

コース略称：

「保育」…子ども保育コース

「教育」…子ども教育コース

各コースにおいて、「◎」…コース必修、「○」…14単位選択必修

子ども教育学部 子ども教育学科 卒業要件単位数

科目区分		単位数	科目区分		単位数
教養科目	基礎科目	11以上	専門科目	学部基幹科目	18以上
				実習科目	
				専門発展科目	4以上
				子ども教育科目	42以上
	乳幼児保育科目				
	初等教育科目				
	教養展開科目	6以上		卒業研究	6
				専門科目合計	
教養科目合計		17以上	卒業要件総数		128以上

別表 1－2
幼稚園教諭免許状の特例に関する科目
自由科目

授 業 科 目			単位数	備 考
自由科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	教職論（特例）
		教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）		
	教育の基礎理論に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	2	日本国憲法の内容を含む
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	1	教育課程論（特例）
		保育内容の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	1	幼児教育の内容と方法(特例)
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解の理論及び方法	2	幼児理解（特例）

別表1－3
保育士資格の特例に関する科目
自由科目

授 業 科 目		単位数	備 考
自由科目	福祉と養護（特例）	2	
	相談支援（特例）	2	
	乳児保育（特例）	2	
	保健と食と栄養（特例）	2	

別表1－4
地域連携科目
自由科目

授 業 科 目		単位数	備 考
自由科目	京都観光振興研究	4	

別表 2 学費・入学検定料

入学金	(入学時のみ)	250,000 円
授業料	(年額)	980,000 円
教育充実費	(1 年次年額)	170,000 円
	(2 年次以降年額)	280,000 円
入学検定料	共通テスト利用型入試	5,000 円
	総合型選抜	} 30,000 円
	学校推薦型選抜 (指定校推薦入試)	
	特別一般入試	
	上記以外の入学試験	10,000 円
休学在籍料(休学時の学費)	(1 年休学)	60,000 円
	(半年休学)	30,000 円